

ユニバ支援業務に係る平成 24 年度計画の基本的考え方

1 事業計画関係

- (1) ユニバ支援業務の開始から 7 年目となる平成 24 年度は、基本業務である負担金の徴収事務及び交付金の交付事務を、外部監査による厳正なチェックの下に、迅速・的確に推進する。
- (2) ユニバ支援業務全般について広く国民の理解を頂くため、これまでの実施結果も踏まえながら効率化を図るとともに、関係事業者等とも連携し、効果的な周知広報活動を実施する。

2 収支予算関係

- (1) 24 年度予算に関する特記事項

協会全体の予算は、一般社団法人への移行認可申請に備えて「損益ベースの予算」とするが、ユニバ支援業務に係る予算については、翌年度の負担金額算定等の関係で 24 年度単年度分の支援業務費額の把握が必要となることから、「損益ベースの予算」を組み替えて従来通りの「資金ベースの予算」を作成し、これにより電気通信事業法第 80 条に基づく総務大臣への認可申請を行う。

24 年度においては年度途中での番号単価修正も想定されることから、例年の翌年度分新番号単価の周知のための予算に加えて、番号単価修正があった場合の周知のための予算も計上する。

ユニバ支援業務に係る予算については、従来から予算額の削減に努めてきたところであるが、24 年度については、過去 6 年間の予算執行状況等も踏まえつつ、全科目についての見直しを徹底し、予算額の削減に努める。

(2) ユニバ支援業務に係る各年度の予算規模は以下のとおりである。

H 1 8 年度予算額	1 2 3 . 5 百万円
H 1 9 年度	7 4 . 5 百万円
H 2 0 年度	8 0 . 3 百万円
H 2 1 年度	7 0 . 3 百万円
H 2 2 年度	6 9 . 3 百万円
H 2 3 年度	6 8 . 7 百万円
H 2 4 年度	8 0 . 1 百万円